

短期入所生活介護 スバル台 ご利用案内（平成 30 年 4 月）

■ご利用料金について

（変更となる場合がありますので詳しくはお問い合わせください）

（1）①短期入所生活介護事業所併設型個室利用費（1日につき）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護状態区分等 ごとのサービス利 用料金	4,370 円	5,430 円	5,840 円	6,520 円	7,220 円	7,900 円	8,560 円
サービス利用に係 る自己負担額（1割 負担の場合）	437 円	543 円	584 円	652 円	722 円	790 円	856 円
サービス利用に係 る自己負担額（2割 負担の場合）	874 円	1,086 円	1,168 円	1,304 円	1,444 円	1,580 円	1,712 円

（2）その他の加算

・送迎加算費用

送迎費（片道）	1,840 円
サービス利用に係る自己 負担額（1割負担の場合）	184 円
サービス利用に係る自己 負担額（2割負担の場合）	368 円

尾鷲市外への送迎の場合

送迎片道 10 km未満 300 円（自己負担）

以降 10 km毎 300 円

・サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算（1日につき）	60 円
サービス利用に係る自己負担額 （1割の場合）	6 円
サービス利用に係る自己負担額 （2割の場合）	12 円

・介護職員処遇改善加算

上記(1)及び(2)より算定した単位数(自己負担額)の1000分の83に相当する金額
(区分支給限度基準額の算定対象外)

※単身世帯の場合、年間給与所得が160万円(年金収入のみなら280万円)を超えると2割負担となります。

2人以上世帯の場合、世帯収入が346万円を超えると2割負担となります。

・食事料金

	金額
朝食1回	300円
昼食1回	540円
夕食1回	540円

・負担限度額

食事の提供に要する費用	介護保険負担限度額認定証に記載された額			
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
日額	300円	390円	650円	1380円

・滞在に要する費用

居住(滞在) に要する費用	介護保険負担限度額認定証に記載された額			
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
従来型個室	1日320円	1日420円	1日820円	1日1,150円

・料金例(2泊3日の場合)

尾鷲市在住の要介護3で負担割合1割 負担限度額3段階の方の場合

初日: 利用費 722円 + 送迎加算 184円 + サービス提供体制加算 6円 + 介護職員処遇改善加算 75円
食費 650円 + 滞在費 820円 合計 2,457円

2日目: 利用費 722円 + サービス提供体制加算 6円 + 介護職員処遇改善加算 60円 食費 650円
+ 滞在費 820円 合計 2,258円

3日目: 利用費 722円 + 送迎加算 184円 + サービス提供体制加算 6円 + 介護職員処遇改善加算 75円
食費 650円 + 滞在費 820円 合計 2,457円 2泊3日の場合合計 7,172円の自己負担となります。

■ご利用方法 担当のケアマネージャー（介護支援専門員）に利用希望日時を伝えて頂くか、直接ご連絡頂ければ 日程調整をさせていただきます。

■ご利用条件 要支援・要介護の認定を受けた方がご利用できます。

■提供サービス 日常生活全般の支援と介護、機能訓練、レクリエーションの提供を行います。 また、ご家族の身体的・精神的負担の軽減及び仕事・旅行などで一時的に介護ができない場合などに ご家族に代わってサービス提供を行います。